

「平成30年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(112ページ)の使い方

【源泉徴収簿の「年末調整」欄の変更について】

平成29年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われたことに伴い、源泉徴収簿の「年末調整」欄が変更されています。

配偶者控除額については、平成29年分は源泉徴収簿の⑮欄に含めて記載することになっていましたが、平成30年分は源泉徴収簿の⑯欄に記載することになります（配偶者控除額については、平成29年分は「平成29年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」により計算していましたが、平成30年分は、「平成30年分 配偶者控除等申告書」により計算することになります。）。

なお、同一生計配偶者に係る障害者控除額については、⑯欄に含めますのでご注意ください。

○源泉徴収簿の変更点

平成29年分 源泉徴収簿（抜粋）	平成30年分 源泉徴収簿（抜粋）
生命保険料の控除額 ⑬	生命保険料の控除額 ⑬
地震保険料の控除額 ⑭	地震保険料の控除額 ⑭
配偶者特別控除額 ⑮	配偶者（特別）控除額 ⑮
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額 ⑯	扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額 ⑯
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)

※ 源泉徴収簿の⑮欄について、「配偶者特別控除額」が「配偶者（特別）控除額」に改められました。
また、⑯欄について、「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

【「平成30年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の合計額の早見表」の使い方】

(1) まず、控除対象扶養親族の数の合計を求め、「① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の人数欄に対応する控除額を求めます。

※ 控除対象扶養親族の数には、控除対象配偶者の数は含まれません（上記「源泉徴収簿の『年末調整』欄の変更」に伴い、昨年と早見表の使い方が変わっておりますのでご注意ください。）。

(2) 次に、同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者等に該当する人がいる場合や所得者本人が障害者等に該当する場合には、「② 障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「イ」欄から「ト」欄までに掲げる控除額の加算額の合計額を求めます。

(3) (1)及び(2)で求めた金額の合計額を源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑯」欄に記入します。

凡 例	<input type="checkbox"/>	給与の支払を受ける人（所得者）（※の金額は所得者の合計所得金額（見積額）を示します。）	<input type="checkbox"/>	同居老親	同居老親等である老人扶養親族
	<input type="checkbox"/>	一般の控除対象配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。）	<input type="checkbox"/>	老扶	同居老親等以外の老人扶養親族
	<input type="checkbox"/>	老人控除対象配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。）	<input type="checkbox"/>	障	一般の障害者
	<input type="checkbox"/>	配偶者特別控除の対象となる配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。）	<input type="checkbox"/>	同障	同居特別障害者
	<input type="checkbox"/>	一般の控除対象扶養親族	<input type="checkbox"/>	特障	同居特別障害者以外の特別障害者
	<input type="checkbox"/>	扶養親族のうち年齢16歳未満の人	<input type="checkbox"/>	寡	一般の寡婦又は寡夫
	<input type="checkbox"/>	特定扶養親族	<input type="checkbox"/>	特寡	特別の寡婦

事例		早見表の当てはめる欄		求める控除額の合計額	(参考) 配偶者(特別)控除額 ※源泉徴収簿の⑮欄に記載します。	
		「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」欄 ※配偶者の数は含みません。	「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」欄			
1 所得者が障害者、寡婦(寡夫)又は勤労学生でない場合	(1) 控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象扶養親族がいない人 		なし	—	① 380,000円 ② —円 計 380,000円	—
	(2) 控除対象配偶者がいる人 ※900万円以下 ※38万円以下 		なし	—	① 380,000円 ② —円 計 380,000円	380,000円
	(3) 控除対象配偶者と控除対象扶養親族がいる人 ※900万円以下 ※38万円以下 		1人	—	① 760,000円 ② —円 計 760,000円	380,000円
	(4) 一般の障害者である控除対象配偶者と控除対象扶養親族がいる人 ※900万円超 950万円以下 ※38万円以下 		2人	ハ	① 1,140,000円 ②-ハ1人 270,000円 計 1,410,000円	260,000円
	(5) 控除対象配偶者、特定扶養親族及び同居老親等以外の老人扶養親族がいる人 ※900万円以下 ※38万円以下 		2人	へ及びト	① 1,140,000円 ②-へ1人 250,000円 ②-ト1人 100,000円 計 1,490,000円	380,000円
	(6) 老人控除対象配偶者と同居特別障害者である控除対象扶養親族がいる人 ※900万円以下 ※38万円以下 		1人	イ	① 760,000円 ②-イ1人 750,000円 計 1,510,000円	480,000円
	(7) 同居老親等である控除対象扶養親族がいる人 		1人	ホ	① 760,000円 ②-ホ1人 200,000円 計 960,000円	—
	(8) 同居特別障害者以外の特別障害者である16歳未満の扶養親族と控除対象扶養親族がいる人 		1人	ロ	① 760,000円 ②-ロ1人 400,000円 計 1,160,000円	—
2 ある場合 一般の障害者で	(1) 控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象扶養親族がいない人 		なし	ハ	① 380,000円 ②-ハ 270,000円 計 650,000円	—
	(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者と控除対象扶養親族がいる人 ※900万円以下 ※120万円超 123万円以下 		1人	ハ	① 760,000円 ②-ハ 270,000円 計 1,030,000円	30,000円
3 寡夫である場合 寡婦又は	(1) 控除対象扶養親族がいない人 		なし	ハ	① 380,000円 ②-ハ 270,000円 計 650,000円	—
	(2) 控除対象扶養親族がいる人 		2人	ハ	① 1,140,000円 ②-ハ 270,000円 計 1,410,000円	—
4 ある場合 特別寡婦で	控除対象扶養親族がいる人 		1人	ニ	① 760,000円 ②-ニ 350,000円 計 1,110,000円	—